

平成19年 2月22日

各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号  
株式会社建設技術研究所  
代表取締役社長 大島 一哉  
(コード番号 9621 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 村田和夫  
電話 03-3668-0451

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の業容の拡大に備え、目的の追加および修正を行うものであります。(現行定款第2条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことにもない、以下のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① インターネットの普及を考慮し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。(変更案第13条)
  - ② 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第26条)
  - ③ 補欠監査役の任期を4年間とするための規定を新設するものであります。(変更案第33条)
  - ④ 会社法の施行にもない、新たに定款に置くことが必要とされる次の事項についての規定を新設するものであります。
    - ・株券を発行する旨の定め(変更案第7条)
    - ・取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。(変更案第17条、第31条、第6章)
  - ⑤ その他、会社法の施行にもない、規定の整備、条文の加除にもなう条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙「定款変更案」のとおり

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月28日(予定)

定款変更の効力発生日 平成19年3月28日(予定)

以上

## 定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社建設技術研究所と称し、英文では CTI Engineering Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設関係の調査、計画、設計、監理ならびに技術相談</li> <li>2. 地質に関する調査、試験ならびに評価</li> <li>3. 測量</li> <li>4. 環境に関する調査、観測、分析、影響評価ならびに保全計画</li> <li>5. 建設関係の試験、実験ならびに研究</li> <li>6. 建設関係の模型製作</li> <li>7. 建設および環境に関する記録作成</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 損害保険代理業</li> <li>9. 前各号に附帯、<u>関連する一切の業務</u></li> </ol> <p>(本社の所在地) 第 3 条 当社は、本社を東京都中央区に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告とする</u>。ただし、やむを得ない事由により<u>電子公告することができない</u>ときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 <u>当社が発行する株式の総数</u>は、4,000万株とする。</p> <p>(1単元の株式の数) 第 6 条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></li> </ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設関係の調査、計画、設計、監理ならびに技術相談</li> <li>2. 地質に関する調査、試験ならびに評価</li> <li>3. 測量</li> <li>4. 環境に関する調査、観測、分析、影響評価ならびに保全計画</li> <li>5. 建設関係の試験、実験ならびに研究</li> <li>6. 建設関係の模型製作</li> <li>7. 建設および環境に関する記録作成</li> <li>8. <u>労働者派遣事業</u></li> <li>9. <u>損害保険代理業</u></li> <li>10. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></li> </ol> <p>(本社の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、やむを得ない事由により<u>電子公告による</u>ことができないときは、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 <u>当社の発行可能株式総数</u>は、4,000万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 6 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)  第7条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。  2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。  3 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、届出の受理、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録等株式に関する事務</u>は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  第8条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録等株式に関する請求の手續</u>および手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)  第9条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿</u>および<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。  2 <u>前項</u>ならびに本定款に定めある場合のほか必要がある時は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して<u>臨時に基準日</u>を定めることができる。</p>	<p>(株券の発行)  第7条 当社は、<u>株式に係る株券</u>を発行する。  2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)  第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告</u>する。  3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>) <u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務</u>は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)  第9条 当社の<u>発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い</u>および手数料は、<u>法令または定款に定めるもののほか、</u>取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)  第10条 当社は、<u>毎事業年度の末日の最終の株主名簿</u>に記載または記録された株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において株主の権利を行使<u>することができる株主</u>とする。  2 <u>前項</u>にかかわらず必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、<u>一定の日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使<u>することができる株主</u>または<u>登録株式質権者</u>とすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に<u>そのつど</u>招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある<u>場合</u>のほかは、取締役会の決議に<u>基づき</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主および実質株主は、当社の議決権を有する他の株主および実質株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主および実質株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要のある<u>ときに</u>招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある<u>ときの</u>ほかは、取締役会の決議に<u>よって</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に<u>関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、<u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがあるときを除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>2 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数および選任方法)</p> <p>第15条 当社の取締役は、22名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 取締役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>(累積投票の排除)</p> <p>第16条 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>2 補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議により代表取締役を定める。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議により取締役の中から社長1名を選任する。また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選任することができる。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 取締役は、22名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(累積投票の排除)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって取締役の中から社長1名を選定する。また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者および議長)  <b>第20条</b> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)  <b>第21条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  <b>第22条</b> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)  <b>第23条</b> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p><u>2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役の報酬)  <b>第24条</b> 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって<u>これを定める</u>。</p> <p>(相談役)  <b>第25条</b> 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。</p> <p>(取締役会規定)  <b>第26条</b> 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)  <b>第23条</b> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)  <b>第24条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  <b>第25条</b> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u>  <b>第26条</b> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)  <b>第27条</b> 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役の報酬等)  <b>第28条</b> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役)  <b>第29条</b> 取締役会は、その決議によって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。</p> <p>(取締役会規則)  <b>第30条</b> 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数および選任方法)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 当社は、法令に定める監査役の員数の要件を欠くことになる場合に備え、株主総会で監査役補欠者を選任することができる。</p> <p>3 監査役および監査役補欠者の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>4 監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>2 補欠により選任された監査役および監査役補欠者が就任した監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上おこななければならない。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第32条 監査役は、4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)  <u>第30条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  <u>第31条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第32条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名<u>捺印</u>または電子署名<u>を行う</u>。</p> <p><u>2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(監査役会の招集手続)  <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある<u>ときは</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)  <u>第37条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項</u>を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名<u>押印</u>または電子署名<u>する</u>。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(監査役の報酬)  <u>第33条</u> 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって<u>これを定める</u>。</p> <p>(監査役会規定)  <u>第34条</u> 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会<u>規定</u>による。</p>	<p>(監査役の報酬等)  <u>第38条</u> 監査役の報酬等<u>は</u>、株主総会の決議によって<u>定める</u>。</p> <p>(監査役会規則)  <u>第39条</u> 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会<u>規則</u>による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の設置</u>)  <u>第40条</u> 当社は、<u>会計監査人を置く</u>。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の選任方法</u>)  <u>第41条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)  <u>第42条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)  <u>第43条</u> 会計監査人の報酬等<u>は</u>、代表取締役が監査役会の同意を得て<u>定める</u>。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)  第35条 当社の<u>営業年度は、毎年1月1日より12月31日までとし、毎営業年度末を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)  第36条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主または登録された質権者に対し株主総会の決議によりこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当金の支払)  第37条 当社は、取締役会の決議により<u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主または登録された質権者に対し商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  第38条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)  第44条 当社の<u>事業年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。</u></p> <p>(期末配当金)  第45条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）</u>を支払う。</p> <p>(中間配当金)  第46条 当社は、取締役会の決議によって<u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)  第47条 <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>